

# めぐみの会 光が丘 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社メディカル・アートが開設するめぐみの会 光が丘（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

## (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 3 指定介護予防訪問介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 めぐみの会 光が丘
- (2) 所在地 東京都練馬区田柄三丁目 14 番 12 号 ルシェール飯綱山 201

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上  
事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 3人以上  
指定訪問介護等の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 09時から18時までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

## (指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、練馬区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

第10条 苦情処理の受付

【事業者の窓口】	所在地 〒179-0073 東京都練馬区田柄 3-14-12 ルシェール飯綱山 201
めぐみの会 光が丘	TEL 03-5848-5635 受付時間 9:00~18:00(月~金) 担当 岡田 笑美
【行政の窓口】	所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1
練馬区役所	TEL 03-3993-1111(代表) 受付時間 8:30~17:15
国保連合会(苦情相談窓口)	東京都千代田区飯田橋 3-5-1 TEL 03-6238-0177
地域包括支援センター	別紙一覧表
練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	東京都練馬区豊玉北 6-12-1 西庁舎3階 TEL 03-3993-1344
東京都社会福祉協議会	東京都新宿区神楽河岸 1-1 TEL 03-3268-7171

- 1 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (個人情報の保護)

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### (衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第13条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

#### (虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村に報告する。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - ・高齢者虐待防止担当：管理者

#### (その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社メディカル・アート代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年10月01日から施行する。

この規程は、令和06年04月01日から施行する。

この規程は、令和06年06月01日から施行する。

**訪問介護(介護予防訪問介護)・第一号訪問事業(訪問型サービス) 別紙料金表**

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。  
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	163	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	387	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上	567	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+82	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	220	2,508円	251円	502円	753円
通院等乗降介助 ※届出がある場合に算定	1回につき	97	1,105円	111円	221円	332円

(介護予防訪問介護)・第一号訪問事業(訪問型サービス) 費

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
	訪問型サービスⅠ	1,141	13,007円	1,301円	2,602円	3,903円
	訪問型サービスⅡ	2,279	25,980円	2,598円	5,196円	7,794円
	訪問型サービスⅢ	3,615	41,211円	4,122円	8,243円	12,364円

- 注 高齢者虐待防止措置未実施の場合 上記単位数の1%減
- 注 特定事業所加算(Ⅰ)を算定する場合 上記単位数の20%増
- 注 特定事業所加算(Ⅱ)を算定する場合 上記単位数の10%増
- 注 特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合 上記単位数の10%増
- 注 特定事業所加算(Ⅳ)を算定する場合 上記単位数の3%増
- 注 特定事業所加算(Ⅴ)を算定する場合 上記単位数の3%増
- 注 同一建物減算の対象となる場合は以下のとおり
- ①同一の敷地内、隣接する敷地内の建物に居住する利用者へのサービスの場合 上記単位数の10%減
- ②事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合 上記単位数の10%減
- ③事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物の利用者へのサービスの場合 上記単位数の15%減
- ④事業所の総利用者数のうち事業所と同一建物等に居住する利用者の割合が9割以上の場合 上記単位数の12%減

- \* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し
- \* 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し
- \* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

**【その他加算】**

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	1月につき	+200	2,280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	+100	000円	000円	000円	000円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		+200	000円	000円	000円	000円
口腔連携強化加算	1月に1回が限度	+50	000円	000円	000円	000円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	+3	000円	000円	000円	000円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		+4	000円	000円	000円	000円
			1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
		処遇改善加算の単位数	利用料 (10割分)			
介護職員等処遇改善加算( )	介護報酬総単位数×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数×1単位の単価			